

### 第3回「鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議」議事概要

- ・開催日時：令和5年10月3日（火）13：30～15：00
- ・開催場所：県庁14階（14-A-1会議室）
- ・出席委員：全委員11／11人が出席

※以下、議事に従い、第2回調整会議議事概要及び素案作成に向けた委員追加意見と、景観形成ガイドライン（素案）について、事務局からの説明後の内容（発言順）

#### （佐多委員）

- ・ 県議会の総合政策建設委員会において、ガイドライン素案を提示し説明した際に、委員会の委員から、ガイドラインに関して以下の意見があったので紹介する。当調整会議での意見を頂ければと思う。
- ・ ガイドラインP7において、視点場と回遊動線の設定で、鹿児島中央駅から住吉15番街区に結びつくパース通りを回遊動線に設けてはどうかというような意見があった。
- ・ ガイドラインP22(7)色彩に関する事項において、「アクセントカラーを効果的に使用するなど、個性を演出する」という記載があるが、アクセントカラーについては、今は流行であるが、これが数年後になると、時代遅れになるのではないかという意見があった。

#### （喜元委員）

- ・ まちづくり・デザイン特別アドバイザーの国吉先生にガイドライン素案を確認いただいたところ、以下の提案があったので紹介する。
- ・ 「4 配慮の方針」と「6 配慮する事項」の繋がりが分かりにくいので、ガイドラインの理念を分かりやすく表すような内容追記について検討した方がよい。
- ・ 具体的には、「①本港区全体に緑地と広場と歩行者回遊動線、桜島への眺望空間や市民活動の場へ」、「②その中心にウォーターフロントパークと一体となった市民活動と憩いの場」、「③中心市街地からの港への眺望確保」、「④眺望の軸と市街地の賑わい空間の接続、緑の軸、賑わいの軸」、「⑤地区内の建築物は極力高さを抑え、広場空間と一体となったランドスケープ的工夫や、桜島への眺望も楽しめるテラス状空間の導入などを行う。また市街地側も含め周辺に対して、閉鎖的になるような壁面設置を避け、賑わい小施設など開放的な空間の配置工夫を行う。」という5つのポイントを追記してはどうかとの提案であった。
- ・ この提案の内容も今後の検討材料としたい。

#### （岩元委員）

- ・ 「6 配慮する事項」において、実際に運用する時に、空間等がどの程度確保されれば適切ということについては、考えておく必要があると思う。
- ・ ガイドラインP24「7 配慮についての協議・調整」において、確認等を誰がどういう形で行うのかという運用面を考えておく必要があると思う。

#### （高取委員）

- ・ 回遊動線が歩行者目線で見たとときに、佇みの場とその背景に広がる異なる要素を歩行者目線で快適な空間になるよう一体的に面的なデザインとしていくことが大事である。例えば、ドルフィンポート跡地等で桜島が見えるような広いテラス席を設けて、それと水辺の回遊動線と護岸をどうリンクさせるか、そうした関係性も“面”の要素も含めてみてはどうか。
- ・ 佇みの場という表現は、非常に素敵な表現でとてもいいと思う。

- ・ ガイドライン P22 「(10) 駐車場・駐輪施設に関する事項」については、まちなみの連続性を阻害しないものとなるよう工夫するという事は大事であるが、大街区で駐車場だけが続くような景観は、ヒューマンスケールの観点から捉えどころがないものになってしまうので、樹木や花壇などのランドスケープ等の工夫で、歩いて楽しめる空間になるような工夫をするなどの表現も必要ではないか。

#### (小山委員)

- ・ 今回の素案は、桜島や市街地のことだけではなく、例えばウォーターフロントパークや、ドルフィンポート跡地での「活動の眺め」という記述があり、人の姿が見えてくる活動に焦点が当てられるようになったのは非常にいい。
- ・ 眺めについての記載が、どこも同じような表現になっているので、眺めの中身を具体的に示す必要がある。例えば、P11□3の1丁台場では、荷役作業越しに桜島が見えることが特徴の眺めである。このような記載にすることで、方針と配慮事項の関係性が分かりやすくなるので、もう少し具体化していくとよい。特に、異なる要素の関係性を一体的に感じられるような部分が大事である。
- ・ 同じ佇みの場でも橙色動線上のものと、緑色動線上のものがあり、橙色はベンチなどに座って佇むイメージであるが、みなと大通りや朝日通り等の通り沿いの佇みの場合は、信号待ちで立っているときに桜島が見えるようなイメージである。このような違いを整理してはどうか。

#### (川島委員)

- ・ 回遊動線や居場所空間の創出ということは、ガイドラインに対して大変重要なポイントであり、魅力ある歩行空間をどう作るかということに、常に力点を置くべきである。
- ・ ガイドライン P24 「7 配慮についての協議・調整」については、ここで議論されていることが、事業者や設計者、今後の街のあり方に踏襲されていくことが重要である。そのためには、単なる手続き上の報告や調整ではなく、共に施設を育てていくような組織体によって、協議調整が進むべきである。高いポテンシャルを持った本港区エリアでは、行政も含めたまちづくりの事業者や設計者及び多くの人たちが一体になって、良いまちづくりを展開するために、調整作業を進めていっていただきたい。
- ・ 我々が力点をおいていたのは、朝日通りやマイアミ通りであり、歩行空間についての内容であった。これは国土交通省が進めているウォークブル推進都市というような考えもかなり関係していると思うが、パース通りについては、車移動がメインの幹線道路になってくるかと思うので、今回の景観的な配慮は、回遊動線や居場所空間の創出などの歩行者目線での展開を期待するという意味であることから、やはり中核の内容としてマイアミ通りや朝日通り、みなと大通りというところを中心にまず詰めていくべきである。ただし、パース通りの活性化を考えたときには、鹿児島中央駅から甲突川の歩行空間などの整備が重要であり、天文館や本港区エリアの歩行空間が整備されたときに、このパース通りを、単なる車での移動空間ではなく、今後、まちとして成長させていくという段階的な考え方も必要である。

#### (徳島委員)

- ・ ガイドライン P22 のアクセントカラーが時代にマッチするかという意見については、あえてここでアクセントカラーを効果的に使用することを記載する必要があるか検討すべき。
- ・ ガイドライン P23 「(11) 夜間景観の演出に関する事項」については、他自治体の事例として、高いところを照らす「俯瞰する光」や、水際で水辺を照らす光、通りを照らす光、ランドマークなどの個の明かりを照らす光というような役割を入れてみてもよいのではないか。

#### (中島委員)

- ・ みなと大通り、朝日通り、マイアミ通りの三つの線があるが、マイアミ通りからの眺望は、朝日通り等と比べて、桜島への眺望が確保できないという理解でいいのか確認したい。
- ・ 眺望の場と佇みの場で、例えば P9 の☆3 みなと大通りの区域外からの桜島の眺望は確保され、P14 の□8 NHK 横の緑地帯も錦江湾・桜島を眺めることが一番にうたわれている。朝日通りにおいて、P13 の□6 ドルフィンポート跡地角は、桜島・錦江湾の項目がなく、同様に□7 ドルフィンポート跡地付近も、桜島・錦江湾の眺めについて記載がないのは、残念である。

#### (事務局)

- ・ みなと大通りや朝日通りは、通りを歩きながら、通りの正面に桜島を目にして、港の方に動線として眺望できる。マイアミ通りについては、市街地から歩行して見ていくときに、その直前までのところでは桜島を通りの正面に眺望するという場所ではないという状況である。逆に市街地側の街並みの眺望としては、視点場として確保できるので、マイアミ通りは行き着く先へ佇みの場としての視点場を設定している。佇みの場としては、歩いた先に港の活動であるとか、振り返ったときの市街地の街並み、そういう部分を大事にする視点場という整理をしてきているところ。
- ・ □6・□7 佇みの場については、必要性があるかどうかも含めて整理させていただきたい。

#### (山中委員)

- ・ ガイドライン P6 の対象区域は、全部が本港区エリアではないか。
- ・ ガイドライン P6 の配慮の方針の文章中に、「賑わい」という言葉が必要ではないか。
- ・ ガイドライン P8 で、みなと大通りは桜島が見えるので、桜島の記載が必要ではないか。
- ・ ガイドライン P18①で、界索性という記載については精査が必要ではないか。
- ・ ガイドライン P18②で、マイアミ通り、朝日通り、みなと大通りから、ウォーターフロントや水際線のプロムナードをつなぐ回遊動線の連続性に配慮するとあるが、この3つの通りをどうしたいのかを記載した方がよいのではないか。
- ・ ガイドライン P19②で、閉鎖的にならないように、建物の内外が一体になった開放的な空間という記載になっていると思うが、横浜市ガイドラインのような絵を使って分かりやすくした方がよいのではないか。
- ・ 実際、建築をされる方が設計をするときに、この方針のどれを守っていけばいいのかというのがはっきりしないので、明確にした方がよいのではないか。

#### (富宿委員)

- ・ 桜島との間に人の活動、港の活動が入ることが鹿児島港の魅力だが、写真に人が全然見あたらないので、寂しい感じがする。視点場 10・11 の北ふ頭と南ふ頭は、荷役作業をしている姿そのものが1つの魅力だと思うので、港の活動の姿が入っていると、雰囲気が出てよい。
- ・ 佇みの場には、佇む設えが必要だと思うので、ベンチ等は必要ではないか。

#### (上村委員)

- ・ 回遊動線が定義されたのはよい。
- ・ 回遊動線の候補として、北ふ頭の白灯台のところまでであるが、現段階では、港の機能のために動けないと思うが、今入れる必要があるのかと感じた。
- ・ アクセントカラーについては、ガイドライン P22 で写真の例があるが、実際に、北ふ頭の整備を行った際、パステルカラーとアクセントカラーを使って、緑色の屋根にピンク色が少し使われているものが、アクセントカラーとしての使い方だった。新しいガイドラインには、このような内容をこだわる必要はないのではないか。

- ・ 「7 配慮についての協議・調整」について、基本的には民間がないエリアであり、NHKも整備されているが、確認調整はどこが行うのかというのが、少し曖昧な気がする。このガイドラインの体制として、例えばホームページ上に掲載されると、その中身がわからないこともあるかもしれないので、問い合わせ先を掲載する必要があるのではないかと。

#### （喜元委員）

- ・ アクセントカラーについて、個性を演出するというのが、必要かとの意見もあるのですが、ここについては文言を修正すればいいのではないかと。
- ・ ガイドラインの反映については、敷地は県有地がほぼ全体ということで、建築計画として、今考えられるのは、スポーツコンベンションセンターと、利活用検討委員会で議論が進んでいる利活用方策というところ。県がどのようなものを作っていくのかというのが、目下の課題となっているので、そのあたりを上手に反映させることになる。
- ・ 本日の意見も加えたところで、一般の方にもわかりやすいような形で整理ができればいいと思う。

#### （佐多委員）

- ・ 何故こういう眺めなのかというところは、具体的な記述があった方がいい。特に、港の景観については、人が活動している写真を出していただきたい。
- ・ 高さに関して、ウォーターフロントパークについて、P17のとおり、「既存の建物、樹木の高さを考慮しながら」という記載はいいと思う。素晴らしいオープンスペースであり、景観計画の高さだけにこだわらず、周りとの調和した高さというのは必要である。
- ・ 夜間照明については、連続性のあるところは全て明るいとかが、全て同じ色調とかではなく、メリハリを効かせた照明が必要である。少し薄暗いところから、先の明るいところに向かって歩いていくというような、導きの照明というのも考慮する必要があると思う。

#### （小山委員）

- ・ □7の佇みの場については、そこからの眺めとして、「ドルフィンポート跡地やウォーターフロントパークでの活動の眺め」と記載があるので、眺めの対象を桜島だけにするのではなく、人の活動などにも広げて解釈し、☆を打つ（眺望の場に設定する）ということもありうる。回遊性を誘発するという意味では、市街地からの軸線の先端ではなくて、より市街地に近いところにあった方が効果を持つのではないかと。今後、本港区エリアが憩いの場となる方向性であれば、ドルフィンポート跡地やウォーターフロントパークでの活動自体も、眺めの対象になるのではないかと。

#### （高取委員）

- ・ 視点場では、海から見た景観も非常に重要である。桜島や船など、外から来たときに、鹿児島の形がどう見えるか、その地域のアイデンティティを示すことが大事だと思う。例えば、横浜も、海から見た視点として、建物のスカイラインを統一的に作っていくことを徹底しているので、ぜひ盛り込んでいただきたい。

#### （川島委員）

- ・ 回遊動線の候補地に対して補足させて頂く。港湾機能により現在通れない場所は、不要ではないかという意見があったが、より良い将来を見据えたということで、例えば築地は卸売の機能と観光が共存して、かなり大きくなっているような状況もあり、地域の大きな魅力に繋がっていく可能性があるなど感じていて、より多くのきっかけやメッセージに繋がっていくと思う。